

2022年8月4日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15 - 3

会 社 名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

マイルストーンマネジメントの提出した大規模買付行為等趣旨説明書に関する
訂正文書受領等及び同社に対する要請のお知らせ

当社が 2022 年 8 月 1 日付け「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」において開示致しましたとおり、当社は、2022 年 8 月 1 日に、マイルストーンマネジメント株式会社（以下「マイルストーンマネジメント」といいます。）より、当社株式の大規模買付行為等に係る同年 7 月 29 日付け「通知書」及び「大規模買付行為等趣旨説明書」並びに同書の誤記を修正する同年 8 月 1 日付け「通知書(2)」を受領しており（修正後の大規模買付行為等趣旨説明書を以下単に「趣旨説明書」といいます。）、これを受けて、当社取締役会は、当社が 2022 年 4 月 22 日付けで開示致しました「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」（以下「本対応方針」といいます。）に則り、8 月 2 日から 5 営業日以内にマイルストーンマネジメントに対し、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる各種情報の提供を求めることを目的として、情報リストを交付すべく、現在、マイルストーンマネジメントに関する調査を含めた準備を行っております。

趣旨説明書においては、他の箇所では株数を記載しているところでは単位として「株」を用いられている中、マイルストーンマネジメントが保有している当社株式の記載については「17,600（個）」と記載され、単位として「個」が用いられており、マイルストーンマネジメントが議決権数にして 1 万 7600 個に相当する当社株式（すなわち、176 万株）を保有されている趣旨の記載であると合理的に理解できる記載がございました。そして、仮に、マイルストーンマネジメントが当社株式を議決権個数にして 1 万 7600 個（株式数に換算すると 176 万株）保有しているのであれば、これは株券等保有割合に換算すると 10.49%、所有割合に換算すると 11.48%に相当することになると考えられたところです。

かかる理解を前提とし、当社が取り急ぎ調査・検討を行った結果、①マイルストーンマネジメントの本店所在地である東京都板橋区南常盤台一丁目 11 番 6 号はいわゆるレンタルオフィスであり、その営業実態も不明であることに加えて、②マイルストーンマネジメントは、リ・ジェネレーション株式会社（以下「リ・ジェネレーション」といいます。）及び布山高士氏（以下「布山

氏」といいます。)らによる当社株式の大量買集め開始後であって、さらに本対応方針の導入日(本年4月22日)からわずか9営業日後である本年5月11日に設立されたばかりであるにもかかわらず、当社株式の取得を開始し、大規模買付行為等を行おうとしていること、③当社の2013年以降の株価の最高値は2015年につけた405円であって、ここ数年の株価は概ね200円前後で推移していたところ、当社の株価は本年3月頃から突然高騰を始め、マイルストーンマネジメントが設立された5月11日の翌日以降の当社株価は、一度も700円を下回っていないところ(5月12日以降の最安値は同月23日につけた703円)、このように、当社の株価が700円を超える記録的な高値となってから、前述のように株券等保有割合及び所有割合のいずれにおいても10%を超える当社株式を取得することは、合理的な投資家による投資行動としては極めて考え難い、非常に特異なものであると考えられ、当社と致しましては、マイルストーンマネジメントとリ・ジェネレーション又は布山氏との間に、当社株式の大量買集めに関して何らかの意思の連絡ないし連携があるのではないかと強く懸念するに至りました。

そこで、マイルストーンマネジメントがリ・ジェネレーション又は布山氏何れかと同一の「特定株主グループ」(※2)に属すると認められた場合には、マイルストーンマネジメントがこれ以上当社株式の買付けを行ったときは、少なくとも本対応方針の「大規模買付行為等」(※1)に該当し、マイルストーンマネジメント自身の株券等保有割合・所有割合が20%に達していなくとも本対応方針上の「特定株主グループ」の株券等保有割合・所有割合が20%を超えることとなって、本対応方針所定の手続に違反していることとなるため、リ・ジェネレーション又は布山氏との関係で、マイルストーンマネジメントが同一の「特定株主グループ」に該当「しない」ことが本対応方針所定の手続(以下「大規模買付ルール」といいます。)を通じて客観的且つ合理的に立証されるまでの間は、マイルストーンマネジメントにおいて当社株式の追加取得を行わないよう、8月2日付け「要請書」で要請致しました。

もともと、その後、念のため、更に8月3日午前中に、マイルストーンマネジメント代理人弁護士に対して、ファクシミリにて、マイルストーンマネジメントが保有している当社株式が「17,600(個)」であるとの記載について、それが、議決権数にして1万7600個に相当する当社株式(すなわち、176万株)を保有されていることを意味するのか、それとも、(単位の相違に拘らず)1万7600株を保有されていることを意味するのか、至急の確認を求めたところ、同日(8月3日)夕刻になって、マイルストーンマネジメント代理人弁護士から、上記記載は「誤解を招く記載」であって「お詫び申し上げます」との回答とともに、マイルストーンマネジメントが現在保有している当社株式の数は1万7600株であるとの趣旨説明書を訂正する旨の回答(以下「本件訂正回答」といいます。)がありました。かかる重大な事項に関する誤記は資本市場に混乱を招く不適切なものであって、当社としては誠に遺憾に存じますが、いずれにせよ、マイルストーンマネジメント代理人弁護士からかかる訂正がなされた旨は、当社株主の皆様のみならず、投資家の皆様の投資判断に重要な影響を及ぼすと考えられることから、本プレスリリースをもってお知らせする次第です。8月1日付けの「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」の訂正箇所については、本日開示致しました「(訂正)「当社株式の大規模買付行為等に係る大規模買付行為等趣旨説明書の受領に関するお知らせ」の一部訂正について」をご参照ください。

とはいえ、①マイルストーンマネジメントの本店所在地がレンタルオフィスであり、その営業実態も不明であることに加えて、②マイルストーンマネジメントは、リ・ジェネレーション及び布山氏らによる当社株式の大量買集め開始後であって、さらに本対応方針の導入日からわずか9営業日後に設立されたばかりであるにもかかわらず、当社株式の取得を開始し、大規模買付行為等を行おうとしていることには変わりがなく、しかも、③当社の2013年以降の株価の最高値は2015年につけた405円であって、ここ数年の株価は概ね200円前後で推移している中で、当社の株価が700円を超える記録的な高値となってから大規模買付行為等を行おうとすることは、合理的な投資家による投資行動としては極めて考え難い、非常に特異なものであると考えられることに変わりはありません。加えて、④マイルストーンマネジメントの唯一の取締役であって代表者である島崎紀子氏（以下、場合により「島崎氏」といいます。）は、太洋物産株式会社（東京証券取引所スタンダード市場上場。以下「太洋物産」といいます。）の2021年12月13日付け定時株主総会招集通知12頁において、同社の同年9月末現在の第10位株主（持株割合2.3%）として登場する島崎紀子氏と同一人物ではないかと考えられるところ、同頁で同社の第4位株主（持株割合4.7%）として登場し、同年9月3日を払込期日とする同社による第三者割当増資（持株割合にして8.5%相当）を引き受けている株式会社ランニング（以下「ランニング」といいます。）の代表取締役2名のうち1名は星野和也氏（以下「星野氏」といいます。）であって、同氏は、リ・ジェネレーションの唯一の代表取締役であってその全株式を保有している尾端友成氏（以下「尾端氏」といいます。）が唯一の代表取締役であってその全株式を保有していると合理的に推測されるプラスワンホールディングス株式会社（以下「プラスワン」といいます。）らが2021年9月30日付けで臨時株主総会招集請求権を行使した結果として同年11月26日に開催されたアサヒ衛陶株式会社（東京証券取引所スタンダード市場上場）の臨時株主総会において、尾端氏と共に取締役に選任され、さらに、同日開催の同社取締役会において、尾端氏と共に代表取締役に選任されており（尾端氏は代表取締役社長、星野氏は代表取締役会長に各選任）、マイルストーンマネジメントの代表者である島崎氏は、星野氏を介して尾端氏と何らかの関係があるものと合理的に推測されること等に照らすと、当社としては、マイルストーンマネジメントによる当社株式に係る大規模買付行為等を行いたい旨の意向表明は、特に、リ・ジェネレーションによる当社株式の大量買集めと何らかの関係があるのではないかと懸念せざるを得ない状況です。

そして、本件訂正回答を前提としたとしても、マイルストーンマネジメントは現在、株券等保有割合にして約0.10%（所有割合にして約0.11%）の当社株式を保有しているところ、仮に、同社が、リ・ジェネレーションだけでなく、布山氏をも併せた単一の「特定株主グループ」（※2）に属すると認められた場合には、これら三者の所有割合は既に20.84%（株券等保有割合は19.05%）に達していることとなって、マイルストーンマネジメントによる当社株式1万7600株の取得行為は、既に本対応方針の「大規模買付行為等」（※1）に該当し、マイルストーンマネジメント自身の株券等保有割合・所有割合が20%に達していなくとも、本対応方針上の「大規模買付者」に該当することになり、本対応方針所定の手続に違反していることとなります。そこで、当社は、本プレスリリースをもって、マイルストーンマネジメントが、リ・ジェネレーション及び布山氏との関係で、同一の「特定株主グループ」に該当「しない」ことが本対応方針所定の手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）を通じて客観的且つ合理的に立証されるま

の間は、当社株式の追加取得を行わないよう、ここに改めて要請致します。なお、万が一、マイルストーンマネジメントが当該要請に従わず、当社株式の追加取得を行い、事後的にリ・ジェネレーション及び布山氏との関係で同一の「特定株主グループ」に該当することが判明し、且つ、独立委員会もそのように認定して本対応方針所定の対抗措置（以下「本件対抗措置」といいます。）の発動を勧告した場合には、仮にマイルストーンマネジメント単独での株券等保有割合ないし所有割合が20%に達していなくとも、大規模買付ルールを遵守せず大規模買付行為等を実行したものと、本対応方針に則り、基本的に、本件対抗措置を発動することとならざるを得ないこととなりますので、その旨お知らせ致します。

なお、当社がマイルストーンマネジメントから受領した2022年7月29日付け「通知書」及び「大規模買付行為等趣旨説明書」、同書の誤記を修正する同年8月1日付け「通知書(2)」、株式数にして1万7600株に相当する当社株式を保有している旨の回答がなされた同年8月3日付け「通知書(3)」並びに当社がマイルストーンマネジメントへ送付した同年8月2日付け「要請書」については、当社株主の皆様及び投資家の皆様のご参考にご供するため、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.nagahori.co.jp/>）に掲載致します。

株主の皆様におかれましては、今後の当社からの情報開示にご留意いただきたく、お願い申し上げます。

（※1）本対応方針における「大規模買付行為等」とは、①特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為（公開買付けの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）の他に、②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立するあらゆる行為（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限りません。）を意味するとされております。

（※2）本対応方針における「特定株主グループ」とは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。）並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その

他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。)を意味するものとされております。

なお、本対応方針の詳細な内容につきましては、以下の適時開示資料をご参照ください。

2022年4月22日付け「リ・ジェネレーション株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」

上記適時開示資料は、当社ウェブサイト上の以下の URL からご覧いただけます。

URL: http://www.nagahori.co.jp/wp/wp-content/uploads/2022/04/62_taiouhoushin.pdf

以 上